



豊平交通安全情報

～令和8年度第25号～

令和8年7月23日

豊平警察署

交通第一課

守っていますか？

自転車の交通ルール



自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

やむを得ず
歩道を走行する
場合は、
歩行者を妨害
しないように
しましょう。



STOP! 危険運転



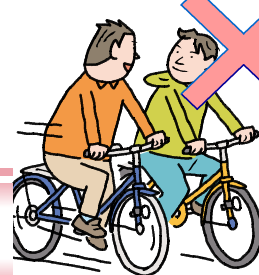
携帯電話・
スマートフォンを
操作しながらの運転

携帯電話使用等(保持)
反則金 12,000円



自転車同士で
並んでの走行

並進禁止違反
反則金 3,000円



イヤホン・ヘッドホンで
音楽を聴きながらの運転

※必要な音が聞こえない
などの場合

公安委員会遵守事項違反
反則金 5,000円



自転車も道路交通法では
【車両】です。
車両の運転者としての
自覚と責任を持ち、
今まで以上に、ルールを
しっかり守りましょう。

